

平成27年度第2回熊本県行政文書等管理委員会(H27. 12. 14)議事録

発言者	内 容
事務局	<p>開会宣言 会議次第により概要を説明。</p>
渡邊会長	<p>会長挨拶。</p>
<p>議題（１）行政文書の廃棄に関する意見聴取について 議題（２）行政文書の廃棄に関する有識者意見聴取等の運用について</p>	
渡邊会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>まず、議題(1)「行政文書の廃棄に関する意見聴取」について、それから議題（２）「行政文書の廃棄に関する有識者意見聴取等の運用」については、廃棄関連のため、続けて説明する必要があるようですので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1により議題(1)について説明。引き続き、資料2により議題(2)について説明。</p>
渡邊会長	<p>ただ今、事務局から議題1の「行政文書の廃棄に関する意見の聴取」、議題2の「行政文書の廃棄に関する有識者意見聴取等の運用」について、廃棄関連のため、まとめて説明がありました。</p> <p>順を追って、まず、議題1の「廃棄に関する意見聴取」から取り扱いたいと思います。今回は、平成26年度に保存期間が満了した行政文書ファイルで、廃棄手続きが未了であったものが対象であり、廃棄対象ファイル数は約5千冊との説明でした。</p> <p>また、パブリックコメントによる県民からの意見の提出はなく、九州大学三輪教授を中心としたチームによる意見を整理したうえで、廃棄相当であるか否かがまとめられているとのことでした。</p> <p>事前に事務局から配付のあった一覧表へのお目通しが大変だったかと思いますが、歴史公文書となる可能性があるもの、又は判断がつかないものや疑問が残るものについて、委員の皆様から何か御意見ございませんでしょうか。</p>
益田委員	<p>廃棄対象行政文書ファイル一覧に、「現物確認」という表現はなくなったのでしょうか。</p>
事務局	<p>資料1の1ページの3①について、従前は「有識者が『現物確認』し、廃棄相当と判断したもの」としておりましたが、一覧から廃棄と判断したのも、現物確認し廃棄と判断したのも、「廃棄相当」という表現にしました。</p>

益田委員	<p>ファイル一覧表の54ページの管理番号0165と0166、0219と0220について、ファイル名が「激特」と同じであっても、有識者の意見が保留と廃棄相当に分かれています。「現物確認」という表現がなくなったため分かりませんが、有識者は現物確認したうえで判断しているのでしょうか。</p>
金子委員	<p>三輪教授の方で前年度の実績も踏まえ、何度か確認されているので、どのような内容のものか想像ができるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>この行政文書ファイル名「激特」の保留及び廃棄相当としたものについては三輪教授が実際に現物を確認のうえ、廃棄相当とされたものです。保留としたものについては、ファイルの中に、一部保存すべきものがあったために、保留したとのことです。</p> <p>廃棄相当は、ファイル一覧から廃棄相当と整理したものもありますし、現物確認して廃棄相当と整理したものもあります。</p> <p>どの行政文書ファイルが現物確認のうえ廃棄相当としたものかなど、事務局にお尋ねいただければ、資料はございます。</p>
金子委員	<p>廃棄対象行政文書ファイル一覧の64ページの「漁礁設置事業」は何件かありまして、将来有用な資料と思われるのですが、水産振興課は今後の改修等には活用しないと判断したのでしょうか。</p> <p>案外見落とされがちな問題ですが、漁礁等は長い期間、設置されていますので、資料があると有用です。もう一度、原課に保存する必要はないのか確認していただけないのでしょうか。</p>
事務局	<p>保存期間が満了したため廃棄対象行政文書と判断したのだと思いますが、原課に状況を確認します。</p>
渡邊会長	<p>金子委員の指摘は、歴史公文書として保存した方がいいという意見でしょうか。</p>
金子委員	<p>歴史公文書ではなく、業務上、原課にとって本当に廃棄可能なものなのかどうかという確認です。</p> <p>その他、有識者意見聴取結果表の7ページの整理番号127番の高校教育課のファイル名「県立学校長会」ですが、保存期間は何年でしょうか。会議の開催のお知らせだけではなかったということでしょうか。</p>
事務局	<p>保存期間は3年間です。会議の資料等も添付してあるようです。</p>
金子委員	<p>統計資料も添付されていたりすると、高校教育課には「県立学校校長会」の行政文書ファイルの保存年限を長くする等の措置を検討してもらいたいです。</p>

事務局	<p>統計資料等は会議資料で用いますが、原課以外で作成された資料について、それを添付する場合がありますので、原課以外のファイルに保存されているため、廃棄可能と判断しているかもしれません。その点は確認させていただきたいと思います。</p>
高濱委員	<p>有識者意見聴取結果表の2ページ目の整理番号38番の行政文書ファイル名「公営競技」と41番「第三セクター等の状況調査」ですが、こういう保存されにくい資料は、基本的には荒尾市が保存しなければならないと思いますが、県でも作成するのでしたら、歴史資料として非常に重要だと思いましたので保留していただいたのは大変ありがたいと思います。</p>
荒川委員	<p>有識者意見聴取結果表の整理番号の50番の行政文書ファイル名「社会福祉課関係」や62番「発達障がい児(者)への支援の取組に関する実態調査」、69番「男女共同参画施策評価」、126番「H22年度議会関係綴」などには、「重要な」「非常に有益な」など強調した言葉が添えてあり、廃棄相当と判断した現場と有識者の意見とにかなり乖離があるような気がしました。 長い目で見るときに必要な資料には、職員の感覚にも長い目の視点が必要と思うことができました。</p>
渡邊会長	<p>先ほどありました金子委員からの確認の件、よろしくお願いたします。 議題1は、有識者からの現物確認の結果、廃棄相当とされたものについては歴史公文書に該当しないということで、廃棄にしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(同意の声あり)</p>
渡邊会長	<p>それでは、そのように取り扱ってください。事務局におかれては誤廃棄がないようよろしくお願いいたします。</p>
渡邊会長	<p>それでは次に、議題2の「行政文書の廃棄に関する有識者意見聴取等の運用」について取り扱いたいと思います。 廃棄対象行政文書ファイルは毎年度数万冊に上ることもあり、平成24年11月から事前に有識者によるチェックを依頼し、仕分けされたうえで委員会へ意見聴取しております。有識者への評価選別も永続的に依頼できるものでもなく、運用を検討しようというものでした。 また、評価選別の経験を踏まえ、本県の評価選別について、学会へ論文が提出されており、その論文において、本県の歴史公文書の選別基準の他に選別基準が示されているということでした。 事務局から有識者意見聴取の成果について説明がありました。また、今後のあり方の案が示され、有識者意見聴取に係る評価選別基準は示されましたところですが、最終的には合理的で明瞭な文書分類、簡潔で分かりやすい基準が実現できるような研究を行ってもらうため、引き続き有識者意見聴取を依頼したいということでした。 なお、パブリックコメントについて、予算面の観点及び環境面の配慮から、紙配布をやめホームページ公表のみに運用を改めたい、という説明でした。</p>

	委員の皆様から何か御意見ございませんでしょうか。
金子委員	<p>有識者にいつまでも依頼できるものではないという説明でしたが、熊本県が自前で人材を育成するわけにはいきませんか。</p> <p>県政情報文書課にアーキビストを1人配置して、あと2～3年三輪教授と一緒に評価選別と研究を続けたら、有識者に依頼をしなくてもいいようになるので、そのような準備を始めたらいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今の御意見は私たちとしても問題意識を持っております。熊本県は職員数を減らしている状況でございまして、その中でどのように人材を確保していくかという調整が必要になってまいります。また、専門職に任せるのか、各部の職員を育成してチェックさせるのかは、その方向性を考えていかなければなりません、宿題とさせていただきます。</p> <p>基準を明確にし、それを見るだけで誰でも評価選別の判断ができるようにしたいとは考えています。</p>
金子委員	<p>蒲島知事の肝いりで始まった重要施策だと思います。大きな目標を掲げられたわけですから、もう少し知事にもプッシュして、人材を配置していただくようにすべきではないでしょうか。県庁職員が自分の仕事に誇りを持って判断していく力をつける、また、統括的に、俯瞰的に見る目が必要だと思います。現場の声とアーキビストの目を照らし合わせてこそ、熊本県の文書がきちんと保存されていきますので、そのようにしていただきたいと思います。</p> <p>文書管理というのは、往々にしてないがしろにされがちですので、声を大にして申し上げたいと思います。</p>
渡邊会長	パブリックコメントについては、紙ベースの配布はやめてホームページでの公表のみに運用を改めたいということで、よろしいでしょうか。
荒川委員	そうしますと、ウェブ上だけでパブコメは書き込むのでしょうか。
事務局	<p>ウェブ上で公開しますが、電話でも御意見いただいて結構です。</p> <p>もちろん、要望があれば、紙に印刷して送付することや、紙に書いていただくことも可能です。</p>
渡邊委員	では、議題2については事務局の案のとおりとしてよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	それでは、そのように取り扱ってください。

議題（３）行政文書の管理に関する規則の改正案について	
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。議題（３）「行政文書の管理に関する規則の改正案」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<u>資料3</u> により説明。
渡邊会長	以上、「行政文書の管理に関する規則の改正案」についての説明がありました。行政不服審査法の施行に伴う改正の他に、各所属に見直しを照会し、改正案を作成したということでした。 この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。行政不服審査法の施行は来年でしょうか。
事務局	来年の4月1日です。
渡邊会長	他にありませんか。 原案のとおり当委員会で決定することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	（同意の声あり）
渡邊会長	それでは、そのように決定させていただきます。
議題（４）施行規則第6条第5号知事が別に定める事項の改正案について	
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。議題（４）「施行規則第6条第5号知事が別に定める事項の改正案」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<u>資料4</u> により説明。
渡邊会長	以上、施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項の改正案の説明がありました。知事が別に定める事項について「平成26年発生鳥インフルエンザ対策」を追加するというものでした。 また、この改正では、議題2で説明がありました有識者意見聴取にかかる論文の評価選別基準は、改正内容には含めていないということでした。 この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
金子委員	県政情報文書課から原課に、今後新たに歴史公文書になると考える事項はないかとお尋ねしたのでしょうか。

事務局	原課に対し、規程を説明のうえ、個別の政策的事項が11項目あることを周知し、修正及び新規に追加するものがあれば回答するよう照会しております。
金子委員	他に回答はなかったでしょうか。すぐに回答がありましたか。
事務局	農林水産部の畜産課、農林水産政策課、県内にある家畜保健衛生所からも、平成26年発生鳥インフルエンザ対策について追加したいと回答がありました。
金子委員	反応があるということは喜ばしいことです。これは保存しておかないと、という危機意識の表れだと評価します。
渡邊会長	原案のとおり当委員会で決定することとしてよろしいでしょうか。委員のみなさんよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	それでは、原案のとおり決定といたします。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fce4d6;"> <p>議題(5) 警察本部における行政文書分類基準表の一部改正について</p> <p>(6) 警察本部における行政不服審査法の改正に伴う規程の改正について</p> </div>	
渡邊会長	議題の(5)「警察本部における行政文書分類基準表の一部改正」、(6)「警察本部における行政不服審査法の改正に伴う規程の改正」について、県警本部からまとめて説明をお願いします。
県警本部	資料5-1 、 資料5-2 、 資料6 により説明。
渡邊会長	<p>議題(5)は、前回の委員会と同様に、警察本部における行政文書分類基準表の一部改正について説明してもらいました。</p> <p>今回、業務の運用要領の改正に伴い文書分類を変更するものや整理基準の見直しに伴い新たに文書分類を追加するものなどとして、行政文書分類基準表を一部改正する内容となっております。</p> <p>さらに、事務能率向上のため見直しを実施することに伴い新たに整備するものについても併せて諮られたところ です。</p> <p>また、議題(6)は、行政不服審査法の改正に伴い、公安委員会の規則と警察本部の規程について、文言を整理する必要があります。</p> <p>委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。</p>

金子委員	<p>県警の基準表を見ますと、どの分類の欄にも条例・規則・告示・訓令・重要な要綱等通達とあります。</p> <p>それぞれの課で扱う条例、規則等が違うため、このように設けているのでしょうか。</p>
県警本部	<p>それぞれの課が所管する業務について、主管課が起案しますので、責任主管課で保管するということになります。</p>
渡邊会長	<p>議題5、議題6は原案のとおり当委員会で決定することとしてよろしいでしょうか。委員のみなさんよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(同意の声あり)</p>
渡邊会長	<p>それでは、原案のとおり決定といたします。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f9cb9c;"> <p>議題（7）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度監査実施結果に係る報告について </div>	
渡邊会長	<p>それでは、次の議題に移ります。議題(7)その他について、まず、「平成27年度監査実施結果に係る報告」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料7により説明。</p>
渡邊会長	<p>以上の報告について、全体的におおむね適切のようですが、一部課題がある部分については個別指導を実施し、研修でも取り上げていくという報告でした。</p> <p>委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。</p> <p>調査対象機関は、アランダムに取り上げるのでしょうか。それとも、事前に決めているのでしょうか。</p> <p>ここは文書管理ができていないから、監査をしようということはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>出先機関については、一昨年、県南地域を監査したため、今回は県北地域にということで監査しました。</p> <p>なるべく早く各所属を一巡するように一覧表を作成し、計画的に監査を実施しております。</p>
高濱委員	<p>教育委員会については、独自に監査されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>教育委員会が監査を実施します。</p>

渡邊会長	報告事項ですので、委員の皆様、了解ということでよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	それでは、委員会として了解いたしました。
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f4a460; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>議題（７）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政不服審査法施行に伴う行政文書等管理条例の改正に係る報告について </div>	
渡邊会長	それでは、次の「行政不服審査法施行に伴う行政文書等管理条例の改正に係る報告」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<u>資料8</u> により説明。
渡邊会長	<p>行政不服審査法の改正に伴う整備条例として、行政文書等管理条例も改正されますが、12月定例県議会に提案中ということで、最終的な条例案について報告がありました。</p> <p>前回の報告内容の他に、情報公開条例に準じて、委員会は、必要があると認めるときに、指名する委員に調査させたり、審査請求人等の意見の陳述を聞かせたりすることができる、委員による調査手続について規定したということでした。</p> <p>また、審査請求人等は、委員会に提出された意見書等を閲覧したり、写しの交付を求めたりすることについても規定したということでした。</p> <p>委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。</p>
渡邊会長	特にないようでしたら、委員の皆様、了解ということでよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	<p>委員会として了解いたしました。</p> <p>それでは、予定しました本日の議題はすべて終了しましたので、議事進行を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	事務連絡及び閉会宣言